

## 墨田区議会通年議会実施要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）第7条の規定により定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## （会期）

第2条 定例会の会期は、5月から翌年4月までの間で議長が議会に諮って定める期間とし、当該期間を「年度」とする。

## （定例会における本会議）

第3条 定例会の会期中は、次の各号に掲げる本会議を開くものとし、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 招集議会 区長の招集により定例会を開会するために開く本会議をいう。
- (2) 定例議会 6月、9月、11月及び翌年2月に定例的に開く本会議をいう。
- (3) 緊急議会 前2号に掲げるもののほか、緊急的に開く本会議をいう。

2 前項の本会議を開く期間を議会期間という。

3 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第114条第1項に規定するもののほか、区長又は議員の定数の4分の1以上の者から緊急議会を開くことを要請されたときは、当該要請のあった日から原則として10日以内に、緊急議会を開くことができる。

## （定例会、本会議及び臨時会の呼称）

第4条 定例会は、元号を付して「年度墨田区議会定例会」と呼称する。

2 定例会において開く本会議は、次のとおり呼称する。

- (1) 招集議会は、定例会の呼称を冠して「招集議会」と呼称する。
- (2) 定例議会は、定例会の呼称を冠して「月議会」と呼称する。
- (3) 緊急議会は、定例会の呼称を冠して「月緊急議会」と呼称する。ただし、同一の月内に議会期間の異なる緊急議회를2回以上開くとき、2回目以降の緊急議会は、定例会の呼称を冠して「月第 回緊急議会」と呼称する。

3 臨時会は、元号を付して「 年度墨田区議会 月臨時会」と呼称する。ただし、同一の月内に会期の異なる臨時会を2回以上開くとき、2回目以降の臨時会は、当該回数を付して「 年度墨田区議会 月第 回臨時会」と呼称する。

(議案等の番号)

第5条 議案等は、年度ごとに、その種別により一連の番号を付するものとする。

(議事日程)

第6条 議事日程は、招集議会、定例議会、緊急議会及び臨時会ごとに一連の番号を付するものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例議会ごとに、議事に先立ち実施するものとする。

(議案等の審査)

第8条 委員会に付託された議案等の審査は、原則として、定例会にあっては当該議会期間中、臨時会にあっては当該会期中に行うものとする。

(発言の取消し又は訂正)

第9条 墨田区議会会議規則(昭和31年墨田区議会規則第1号)第62条に規定する議長の定める期間とは、定例会にあっては当該議会期間中、臨時会にあっては当該会期中とする。

(一事不再議の例外)

第10条 同一会期のうち議会期間が異なるときは、墨田区議会会議規則第14条ただし書に規定する事情の変更があったものとみなす。

(会議録)

第11条 会議録は、招集議会、定例議会、緊急議会及び臨時会ごとに作成するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年5月1日から適用する。